

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 137 回金融商品専門委員会及び第 396 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 137 回金融商品専門委員会（2018 年 11 月 16 日）及び第 396 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 9 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討（月中平均価額の使用）

### （第 396 回企業会計基準委員会）

2. 金融商品実務指針第 91 項の修正について、月中平均価額が「期末日以前 1 か月前の各日の終値又は気配値の単純平均値」とされているが、終値と気配値の平均が並列であることに違和感があるため、修正を依頼してはどうか。

## 時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討（第三者提供価格）

### （第 396 回企業会計基準委員会）

3. 全体としてブローカー価格の取り扱いを IFRS 第 13 号と同等にすることに関しては、ブローカーが IFRS 第 13 号に準拠する時価を提供するであろうことが分かっているケースにまで検証手続を必要とすること、及び不確実性が高く時価に幅のあるケースでの検証の有用性に疑問があること、また比較可能性が大きく損なわれるとは思えないことから、反対である。
4. 検証手続きの例示について、第 12 項で(1)～(5)まで 5 つの手続きが例示されているが、(1)～(3)は 1 セットの手続きであり、一方で(4)と(5)はそれぞれ独立していると考えられるため、並列にするのではなく記載方法を見直してはどうか。
5. 検証手続きの例示の(4)について、複数の第三者から入手した価格を比較する手続となっているが、第三者から入手した価格と自ら算定した価格を比較する手続も別途考えられるため、例示として加えてはどうか。

6. 検証手続きの例示について、ブローカーの監査報告書を継続的に入手できている場合には検証を省略することを可能とする簡便的な方法を設けることはできないか。
7. 取引可能な価格（拘束力のある価格）が示されている場合で、それ以外に特段の情報が入手できない場合には、どのような手続を行うことが考えられるか検討が必要である。
8. 特定のデリバティブに関する別途の取扱いについて、一般事業会社のみを対象としているが、金融機関においても決算時の限られた時間の中で時価算定することのコストを抑制できる面があることから、別途の取扱いを認めることとしてはどうか。
9. 特定のデリバティブに関する別途の取扱いについて、「レベル 2 に属すると認められる以下の特定のデリバティブ取引」を対象とするとしているが、レベル 2 に属するかどうかの判断を企業に求めているかどうか不明確であるため、企業がレベル 2 に属すると判断したもののみ使えることを明確化すべきである。
10. 別途の取り扱いの対象として 2 つの取引が挙げられているが、これだけでは限定的な範囲でしか使うことができず負荷の削減にならないと考えられるため、もう少し対象とする取引の幅を広げるべきではないか。

**(第 137 回金融商品専門委員会)**

11. 検証手続きの例示については分かりやすくなったと思っている。第 12 項の (1) から (3) の手続の関係については、情報がどの程度入手できるかによって、(1) から (3) まで全て行うことができる場合もあれば、(1) の後は別の手続で補完する場合もあると考えられる。
12. 検証手続きの例示について、例えば私募リートや不動産の鑑定評価については、その評価の頻度が半年に 1 回であったりする場合には評価のタイミングと決算日が異なるケースも考えられ、またファンドによっては運用資産が公表されないケースもあり得るため、各企業が状況に応じた手続をすればよいことが分かるように、「合理的」という表現を加えるなど、記載を修正することが考えられる。
13. 特定のデリバティブに関する別途の取り扱いについて、国際的な会計基準との整合性及び開示の適用対象企業では金融機関と一般事業会社の区別を設けていないこととの整合性の観点から、一般事業会社に別途の取扱いを設けることに反対する。
14. 特定のデリバティブに関する別途の取扱いについて、有用性を否定するわけではないが、会計のルールとして定めることには違和感がある。金融機関においても重要性に応じて別途の取扱いのような簡便的な手法をとる場合もあると考えられるため、それが否定されないような文章にして頂きたい。

15. 特定のデリバティブに関する別途の取り扱いについて、金融機関と一般事業会社を区別する必要はないと考えられる。金融機関かどうかという点と、保有する金融商品の複雑性や金融商品の管理能力は必ずしも整合的なものではない。例えばリテールの証券会社が保有している金融商品はレベル1の時価であるものが多く、複雑性の高い金融資産はあまり保有していないことが一般的である。
16. 特定のデリバティブに関する別途の取り扱いについて、全ての一般事業会社に適用するコストとのバランスを考えると、当該取扱いを設けることに賛成である。
17. 特定のデリバティブに関する別途の取扱いについて、取引量に占める割合の多い金利スワップに別途の取扱いが認められることは、情報を提供する金融機関の観点からもコストの減少が見込まれるため、賛成である。

## 金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

### (第396回企業会計基準委員会)

18. 基準上は金融機関と一般事業会社を区別せず、設例において差を設けるという方針に賛成する。設例においては、一律に開示をしなければならないというような誤解を与えないよう工夫していただきたい。
19. 開示の要否を重要性で判断することには賛成するが、この場合の重要性をどのように考えればよいか。例えば、残高、金利や為替の変動の影響、時価の算定における幅、又は損益への影響などがあり得ると考えられる。
20. 金融機関と一般事業会社を区別しないことに賛成する。金融機関と一般事業会社の境界が曖昧であるほか、一般事業会社でも金融商品を保有しているのであれば相応のリスク管理を行っているはずであり開示に対応できると考えられる。重要性については、各企業で判断すればよいのではないか。

## 金融商品の時価に関する開示項目

### (第396回企業会計基準委員会)

#### 期首残高から期末残高への調整表

21. 調整表の有用性についてはそもそも懐疑的である。購入、売却、発行及び決済について事務局が提示している案(1)から案(3)のうち、財務諸表の作成・検証のコストを案(1)と案(2)で比較すると、案(1)を採用すればコストが相当削減されると思われる。案(2)では増減それぞれについて検証が必要であるのに対し、案(1)であれば

残高から逆算できるためである。また、案(2)の増減の情報についても、追加的に企業にヒアリングを行うなどしない限り有用な情報を提供できないと思われる。コストとベネフィットのバランスからは案(1)が望ましいのではないかと。

22. その他有価証券について増減の別で開示する案(2)の情報の有用性については懐疑的である。最終的な残高が変動しない中で増加及び減少があったことが把握できても、そこからどのような情報が汲み取れるのか疑問であり、企業の投資行動を表さないのではないかと。有用性について追加的な分析を行っていただきたい。
23. コストとベネフィットのバランスの観点からは、事務局提案の案(2)が望ましいと思われる。
24. 有価証券であれば有価証券明細表を作成する必要があるため、追加的にレベル3の金融商品を特定する必要はあるものの、案(2)に対応できる実務が行われているのではないかと。これを前提とした上で、追加的な負荷がどの程度あるか考えるべきではないかと。
25. 作成コストについて説明すると、キャッシュ・フロー計算書では、レベル区分はされておらず、期末時点のレベルを把握した上で期首に遡り、売却や購入などの変動を確認する必要がある。こうした作業にはシステムを構築することも考えられるが、案(2)よりも案(3)ではより精緻なシステムが必要となる。

**観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響**

26. 事務局の提案に賛成する。当該開示項目は利用者に誤った情報を伝える可能性があるため、日本基準に導入する必要がないというよりは、導入すべきではないと考えている。

**(第137回金融商品専門委員会)**

**期首残高から期末残高への調整表**

27. 案(3)を支持する。国際的な会計基準との整合性に加えて、案(2)から案(3)までの追加的なコストはさほど大きくないと思われるためである。また、連結キャッシュ・フロー計算書との整合性を根拠に挙げているが、多くの注記は基本財務諸表よりも詳細を求めることを踏まえれば、根拠として薄いのではないかと。
28. 利用者にとってはグロスの情報があった方が望ましいという点はあるかも知れないが、作成者の観点からは案(1)から案(2)にすると作成コストが大幅に増加する。なお、案(2)から案(3)への増加はそれほど大きくないと思われる。案(1)でコストとベネフィットのバランスを取るということを再検討できないかと。

## 金融商品会計に関する実務指針の改正案

### (第137回金融商品専門委員会)

29. 第63項の改正案について、新基準が新たな評価技法まで踏み込んで書かれるわけではない以上、特に一般事業会社を想定すると、インプットの入手が困難で、また評価技法も十分に成熟したものがないときには、時価を把握することが極めて困難な場合があり得るのではないか。
30. 第63項の改正案について、このプロジェクトは公正価値測定を行う範囲を変更するものではないため、時価を把握することが極めて困難な場合の定めをなくすとの提案は、プロジェクトの範囲を超えてしまっているのではないか。
31. 第63項の改正案について、米国会計基準やIFRSに関しても今の公正価値基準を導入した際にレベル3の金融商品についても時価算定は可能と考える立場に変わっており、また証券会社のようなマーケットメイカーの間ではすべての金融商品について時価算定は可能という立場であるため、時価を把握することが極めて困難な場合の定めをなくすことに賛成する。
32. 第63項の改正案について、「非上場株式」にフォーカスした記載になっているが、従来は市場価格のある株式と市場価格のない株式に区分して会計処理を定めているため、「非上場株式」としてしまうと対象範囲が変わってしまうのではないか。

## 金融商品会計に関するQ&Aの改正案

### (第137回金融商品専門委員会)

33. Q47のデリバティブの取り扱いについて、理論的には市場参加者の観点からは時価算定が困難なデリバティブは想定されていないと考えられるが、実務上は特に一般事業会社において、例えば地震デリバティブなどで、金融機関は時価算定できているけれども取引相手である一般事業会社においては時価の算定が困難な金融商品として開示している例が見受けられる。このように、改正によって影響を受ける企業もあると想定されるため、それを踏まえて取扱いを検討すべきである。

以上